

ハツ場ダム陳述書

原告 柏村忠志 (2005・1・25 水戸地裁)

原告の柏村忠志です。

茨城県は新年度予算も昨年同様に、緊縮型の予算編成が迫られています。予算編成に当り800億円の財政不足の報道がありましたが、今回は、かろうじて避けられたようです。

しかし、今後、政府の地方交付税の削減額いかによっては、赤字再建団体に転落する状況にもあります。さらに、累積負債額は1兆8200億円に達し、その負債には無駄な水資源開発の負担金も含んでいます。

このような深刻な財政危機のなかで、ハツ場ダム負担金として、利息を含めて約390億円を支出することになります。

ハツ場ダムに、霞ヶ浦導水事業、湯西川ダム、思川事業などを加えますと、県の負担金は約2100億円となります。

県財政の危機的な状況のなかで、県行財政改革とまったく整合性のない、このような巨額の負担を理解できる県民はおりません。

茨城の水道用水、工業用水における大量の余剰水については、訴状に明記しておりますが、その実態を何点か申しあげます。

なお、今回は農業用水には触れておりませんが、多くの余剰水があることを一言申し上げておきます。

茨城の人口は約2,984千人、水道供給人口は2,617千人で、その水源は地下水26%、地表水36%、開発水38%となります。

県企業局は県南、県西、県央、鹿行の四つの広域水道供給事業を経営し、上水道の約4割を開発浄水として供給しております。

霞ヶ浦開発事業のみによる県の利水計画は、上水道毎秒2.50トン、工業用水16.6トン、農業用水18.13トンを旧水資源開発公団などから供給されています。

さらに、県企業局は、十分に水余りの認識をしているにもかかわらず、政策水量と称して、新たな水資源開発をハツ場ダムなどに求め、負担金をだしております。

私たち原告は、霞ヶ浦開発事業からの都市用水の供給によって、将来の水資源も確保しているばかりでなく、余剰水も出ることを訴状で指摘しております。

まず一点は、都市用水の需給量の前提は、将来の人口想定に大きく左右されます。茨城県が過大に将来人口を想定していることは、国立社会保障・人口問題研究所の推定人口との比較で、明確であります。

平成14年3月に公表されている「いばらき水のマスタープラン」では、平成22年(2010)2,977千人、平成32年3,23万人と、人口増加を想定していますが、

一方、同人口問題研究所の県人口推計では、平成22年の3,007千人をピークに年々減少し、平成32年に2,933千人で、県との推計差は約30万人となります。

つまり、県人口が300万人を超えることはありえないということで、将来も現在の水需給体制で解決できることとなります。

二点目として、県の報告書「茨城の水道」からの平成14年度決算統計で、県企業局の給水実績をみますと、多くの余剰水があることを証明することができます。

給水計画人口2,387,680人、一日最大給水量計画734,075トンに対して、実績は人口2,097,521人、一日最大給水量393,692トン（計画比54%）です。

県の決算統計の詳細な計算式は不明ですが、仮に、計画人口への百パーセント給水を、今回の実績値で換算しますと、一日最大給水量は448,153トンとなり、当初計画の一日最大給水量比較で、285,922トンが余剰水になります。

県の長期水需給計画の平成22年想定人口は2,977千人で、その一日最大給水量計画が1473千トンで、いかに過大な想定であるかが、あまりにも明白です。

$$393,692 \text{ トン} \div 2,097,521 \text{ 人} = 0.1876939 \text{ トン/人}$$

$$2,387,680 \text{ 人} \times 0.1876939 = 448,153 \text{ トン}$$

次に、工業用水ですが、霞ヶ浦開発事業からの供給計画では、鹿島工業用水事業の「第一期事業分」の一日最大給水量21万トン、「第二期分」60万トン、「第三期分」53万9千トンの総計134万9千トンの配分計画でした。

しかし、産業構造の変化や節水技術に伴う水量削減などで、工業用水は想定外の膨大な水余りで、第三期事業の給水量計画53万9千トンは、2回変更し、全体供給計画は96万トンになっていましたが、さらに第三期事業分は7万5千トンの変更に伴って、現在、一日最大給水量を88万5千トン（毎秒10.2トン）に減少されております。

霞ヶ浦開発事業からの当初の鹿島工業用水供給計画から、現在の利水計画を差し引きますと、46万4千トン（毎秒5.4トン）となります。当初計画の比較で34.4%が減少となります。

この巨額の削減・水余りの数値は、霞ヶ浦開発事業の工業用水計画事態が、何度も変更されているばかりでなく、開発のための工業利水計画であったことを語っております。

平成15年度の茨城県包括外部監査報告書「茨城県企業局の管理運営について」によると、鹿島工業用水の一日最大給水量（885,000トン）に対し、その契約率は99.8%であるが、実際の給水率は53.2%（469,703トン）となると、厳しい指摘をしております。

つまり、各事業所等は水が余っても「責任引取制」で、当初の約束分を契約しているが、実際の使用率は53.2%である。ということは46.8%分の水量415,297トン（毎秒4.81トン）が実質的に余っているということになります。

霞ヶ浦開発事業の鹿島工業用水の当初の計画上からの水余りが4万6千4トン（毎秒5.4トン）、更に変更後の水余りが4万1千5トン（毎秒4.81トン）で、その水余り合計は一日最大給水量8万7千9トン（毎秒10.21トン）となります。この10.21トンというのは、霞ヶ浦開発事業からの工業用水計画は毎秒16.6トンですから、その62%が余剰水ということになります。これは異常な計画といわざるを得ません。

鹿島工業用水供給量の変更前の水余り分を除いても、実質的な水余りは4万1千5トン（毎秒4.81トン）以上にもなります。

この鹿島工業用水のみの余剰水からしても、八ツ場ダムなどからの新たな水資源は全く不要ということになります。

（ 裁判長により、以下の判決批判報告は中止された。今回も、霞ヶ浦導水事業訴訟と同裁判長である。持ち時間制限だけではなさそう？なお、陳述書は正式に提出済である。）

私は本件訴訟と酷似している、霞ヶ浦導水事業に対する住民訴訟を起こしたのですが、その判決は、棄却でした。

判決は、霞ヶ浦導水事業の目的とする利水上、治水上・水質浄化のそれぞれの利益が存在するのか、すなわち、利水・治水・水質浄化の負担金の支出が地方財政法4条等の要件をみたすのか。この中心的な争点に関する実態審理を回避するものでした。

判決は、財務会計行為に先行する原因行為の違法性が、「財務会計法規上の違法があることについて、(原告は)何ら主張しない」と断じていますが、それは、裁判長の実態審理の回避からの結果によるもので、私たち原告には責任がありません。

むしろ、この件に関しては、茨城県包括外部監査報告で重要な指摘があります。指摘の一点は、「霞ヶ浦導水事業の利水量の削減を図り、工業用水の上水への転用をしたが、更に早期に削減しておれば負担軽減額がより大きかったと思われる。今回の転用後も残っている未活用工業用水を有効活用できるよう、早期に対策を実施すべきである」。

指摘の二点目は「削減した水量に対する負担金100億2百万円を施設利用権に振替えたのは誤った処理であった」などです。

水余りの事実、不要な費用負担の事実は明白で、財務会計上からも、原因行為の違法性からも問題となるものでした。公判中にこの事実が公開されておれば、判決に大きな影響があったものと推測をしております。

裁判所が「原因行為の違法性が財務会計行為に承継する」ことを、立証させることができる立場にいたにもかかわらず、回避した責任は重大であるといえます。

改めて、裁判における実態審理の重要性を痛感するものです。

ダム開発自体が問われている時代的要請のなかで、八ツ場ダム事業における新たな水資源開発が、茨城県においてまったく無用不用であることを真摯に実態審理されるよう切望し、私の意見といたします。